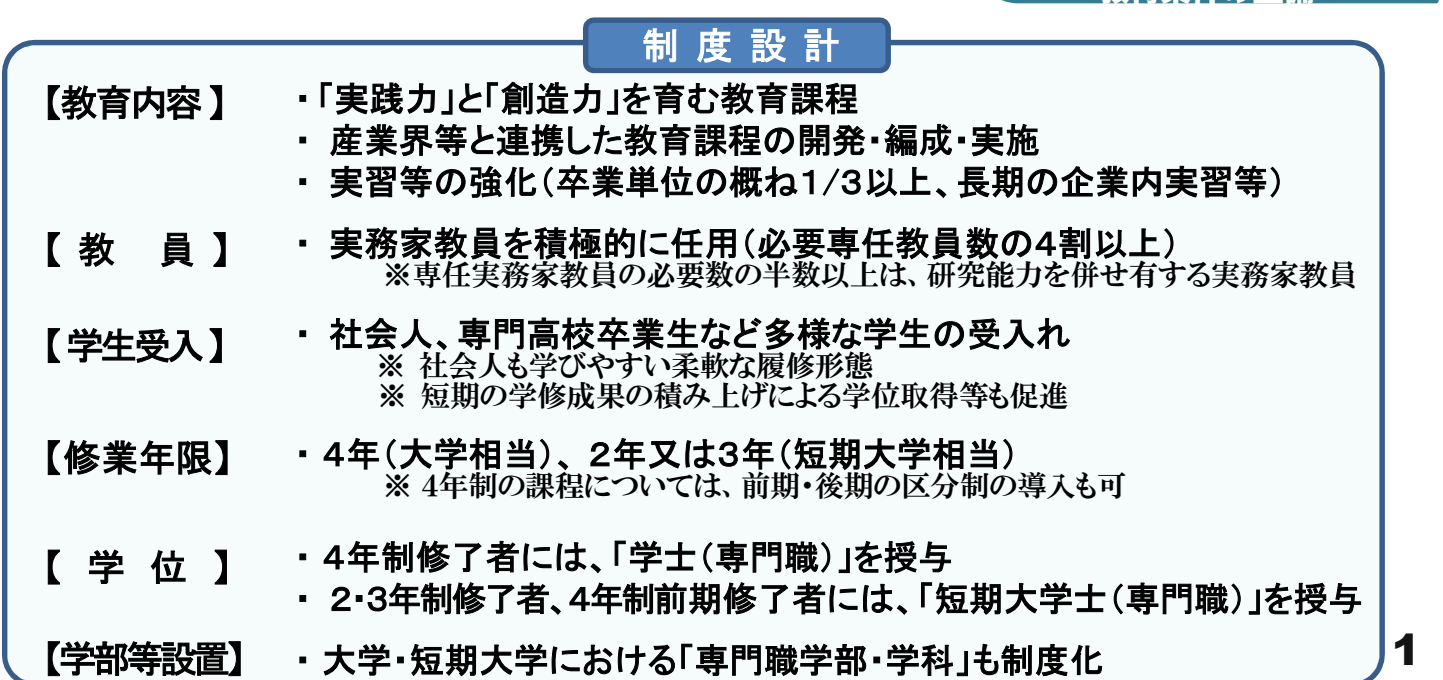
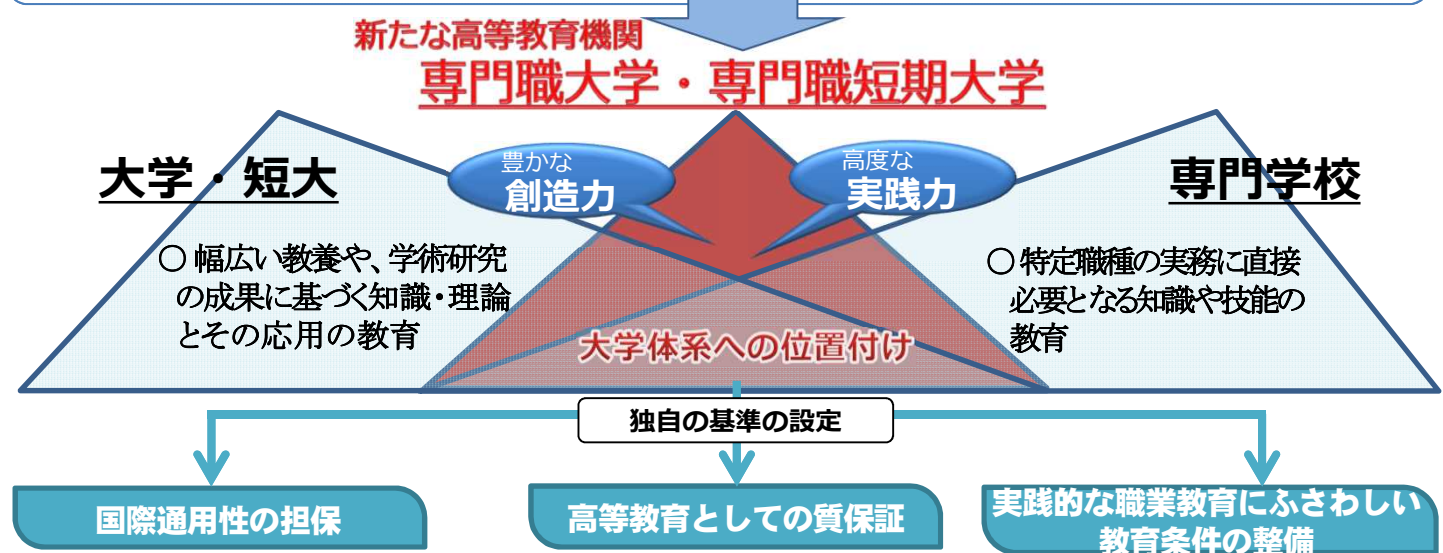
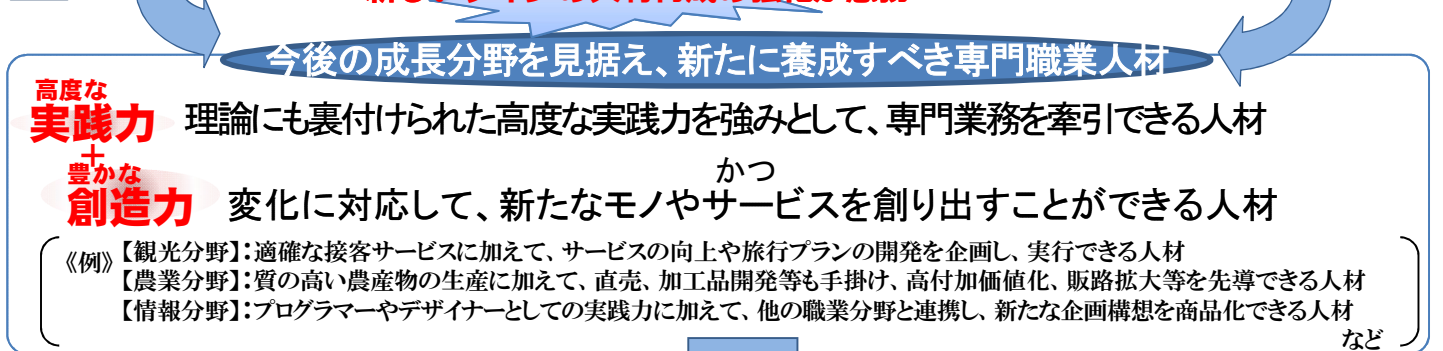
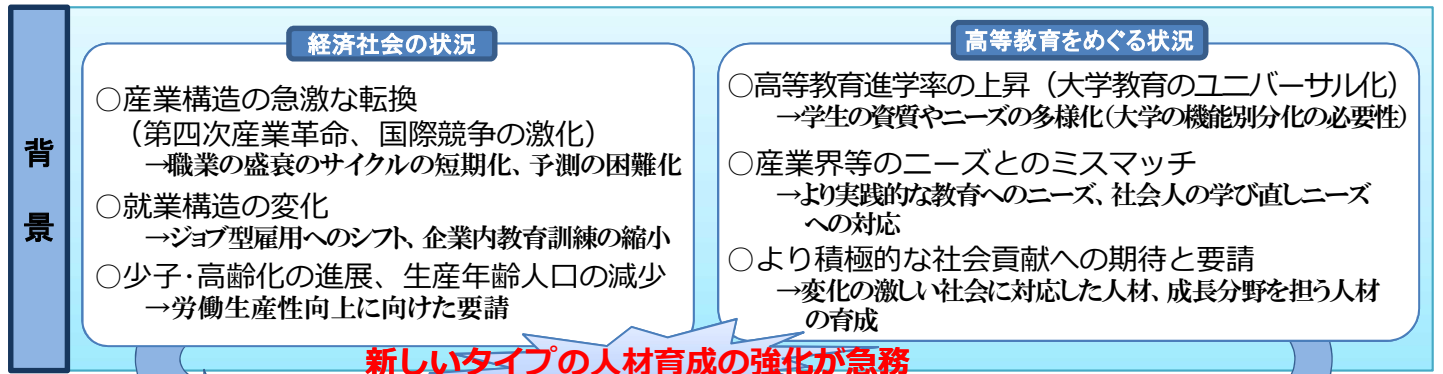


専門職大学・専門職短期大学の制度化について



新たな高等教育機関の教育の特色と養成する人材

既存の高等教育機関

A 専門学校<<情報システム学科>>

- ・職種に応じた実務の教育 (プログラマー養成、ネットワーク技術者養成等)
- ・豊富な実習

【養成する人材】

即戦力として活躍できる人材

- IT企業で、受注した製品の開発・制作に携わるエンジニア等

+ 実践を裏打ちする理論の学修
関連他分野の学修(統計、デザイン、経営等)

B 専門学校<<調理学科>>

- ・資格取得のための教育 (調理師養成)
- ・豊富な実習

【養成する人材】

即戦力として活躍できる人材

- レストラン等で調理業務に携わる調理師等

+ 実践を裏打ちする理論の学修
関連他分野の学修(農、環境、食文化、経営等)

新たな高等教育機関

A 専門職大学<<情報クリエイション学部>>

【教育の特色】

- ☆産業界等との連携による教育課程の編成・実施
- ☆高度な実践力と豊かな創造力をはぐくむ教育課程
 - ・豊富な実習等、長期の企業内実習等、実務家教員の積極的任用
 - ・高度な実践力を裏付ける理論の学修、豊かな創造力の基盤となる関連他分野の広い知識等の学修

※現行の専門学校では
十分対応できていない

【養成する人材】

当該職種の専門技術等を有しつつ、新たなサービス・プランの企画や商品開発等を推進できる人材(さらに、それらを活かした開業や起業ができる人材)

- 自己の専門技術に加え、幅広い関連技術等を活用して、社会のニーズに即した新サービス等を提案・実装していく人材

- 調理技術だけでなく、農、環境、食文化等への深い理解を有し、新たな発想による料理・サービスの提供、店舗展開等を主導する人材

既存の高等教育機関

C 短期大学<<介護福祉学科>>

- ・資格取得のための教育 (介護福祉士養成)
- ・教養の教育

【養成する人材】

実務能力と一般教養を身に付けた人材

- 介護施設・事業所の職員として、ケアワークに携わる介護福祉士等

+ 関連他分野の学修
(社会福祉、医療、IT、経営等)

D 大学<<観光学部>>

- ・観光に関する学問を中心とした教育 (観光学、経営学、地域科学等)
- ・幅広い教養の教育

【養成する人材】

総合的な知識と幅広い教養を身に付けた人材

※実務能力は就職後のOJTで修得

- 旅行業、運輸業、宿泊業、公務などで様々な職務に従事等

+ 特定職種の実務に関する学修
豊富な実習等

新たな高等教育機関

C 専門職短期大学<<介護健康福祉学科>>

【教育の特色】

- ☆産業界等との連携による教育課程の編成・実施
- ☆高度な実践力と豊かな創造力をはぐくむ教育課程
 - ・豊富な実習等、長期の企業内実習等、実務家教員の積極的任用
 - ・高度な実践力を裏付ける理論の学修、豊かな創造力の基盤となる関連他分野の広い知識等の学修

※現行の大学・短大では
十分対応できていない

【養成する人材】

当該職種の専門技術等を有しつつ、新たなサービス・プランの企画や商品開発等を推進できる人材(さらに、それらを活かした開業や起業ができる人材)

- 介護職としての専門性に加え、福祉・医療や介護における新技術利用 (IoT、ロボットなど)等の関連知識を有し、新しい介護サービスの提供、事業化等を主導する人材

- 接客、旅行等の職種の専門性に加え、マネジメントやマーケティング、事業経営の関連知識を有し、サービス向上や地域の観光ブランド化等の先導役となる人材

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

1. 目的等

- ①機関の目的 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。
- ②学位の授与 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

2. 社会のニーズへの即応

- ①産業界等との連携 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。
- ②認証評価における分野別評価 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

3. 社会人が学びやすい仕組み

- ①前期・後期の課程区分 専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分できる。
- ②修業年限の通算 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

→ 具体的な制度設計は設置基準（省令）で規定

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の概要

平成29年9月8日公布(平成29年文部科学省令第33号・第34号)

基本的な考え方

- **現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮**し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
- ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

教育課程の編成

- 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- 「専門性が求められる職業を担うための**実践的な能力**及び当該職業の分野において**創造的な役割を担うための応用的な能力**」の育成・展開 及び「**職業倫理の涵養**」に配慮。
- 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「**教育課程連携協議会**」の設置を義務付け。

授業科目

- **開設すべき授業科目**として、4つの授業科目を規定
 - ①**基礎科目** [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
 - ②**職業専門科目** [4年制で60単位以上／2年制で30単位以上]
 - ③**展開科目** [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
 - ④**総合科目** [4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上]

卒業要件等

- 卒業・修了要件として**実習等による授業科目について一定単位数の修得**を求める。
 - [4年制で40単位以上／2年制で20単位以上]
 - ・ 上記の実習等による授業科目には、**企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む**。
 - [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。 [4年制で5単位まで／2年制で2単位まで]
- 入学前に**専門性が求められる職業に係る実務の経験**を通じ、当該職業を担うための**実践的な能力**を修得している場合に、当該**実践的な能力の修得**を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
 - [4年制で30単位まで／2年制で15単位まで]

学生

- 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。
- **同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下**。

教員

- 専任教員数については、**大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- **必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)**とする。
 - ・ **必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
 - ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「**みなし専任教員**」(専任教員以外のものであっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

校地面積

- **大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする**。
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減らすことができることとする。

体育館等

- **原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める**。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

校舎面積

- **大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- **臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減らすことを可能とする**。

中教審答申は、既存の大学・短大への新機関の併設も提言

平成28年5月 中央教育審議会

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」【抜粋】

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(3) 制度全般にわたる事項

(対象分野、設置形態、財政措置等)

○ 新たな高等教育機関は、専門職業人の養成を専らの目的とし、職業実践知と学術知の双方に基づく教育を行うものであり、その設置形態については、機関の目的の違いに応じて、既存の大学・短期大学と並んで、独立した組織として設置されることになる。

それとともに、既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる。既存の大学・短期大学が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるようにし、ダブルメジャーや共同教育課程等も含めた多様な選択肢の提供を通じ、職業人養成機能を発揮できるようにすることが適当である。

⋮

大学等の専門職学科の制度化について

【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】

- **大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させるよう特別の教育課程を編成して教育を行う学科(専門職学科)を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】**

※ 大学の学部のうち、専門職学科のみ組織するものは、「専門職学部」とする。

※ 学科に代えて課程(大学設置基準第5条)を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。

◀設置基準の特例▶ ◎;大学及び短大における特例

○;大学における特例(短大については、専門職学科に限らず短大全体に導入)

教育課程の編成

- ◎ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための**実践的な能力**及び当該職業の分野において**創造的な役割を担うための応用的な能力**」の**育成・展開**及び「**職業倫理の涵養**」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「**教育課程連携協議会**」の設置を義務付け。

授業科目

- ◎ **開設すべき授業科目**として、4つの授業科目を規定。
 - ① **一般・基礎科目** [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ② **職業専門科目** [4年制で60単位以上/2年制で30単位以上]
 - ③ **展開科目** [4年制で20単位以上/2年制で10単位以上]
 - ④ **総合科目** [4年制で4単位以上/2年制で2単位以上]

卒業要件等

- ◎ 卒業要件として、**実習等による授業科目で一定単位数の修得**を求める。
[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、**企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む**。
[4年制20単位以上/2年制10単位以上]
 - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで/2年制で2単位まで]
- 入学前に**専門性が求められる職業に係る**実務の経験を通じ**、当該職業を担うための**実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備**。
[4年制で30単位まで/2年制で15単位まで]**

教員

- 専任教員数について、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)**とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ◎ **必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。**

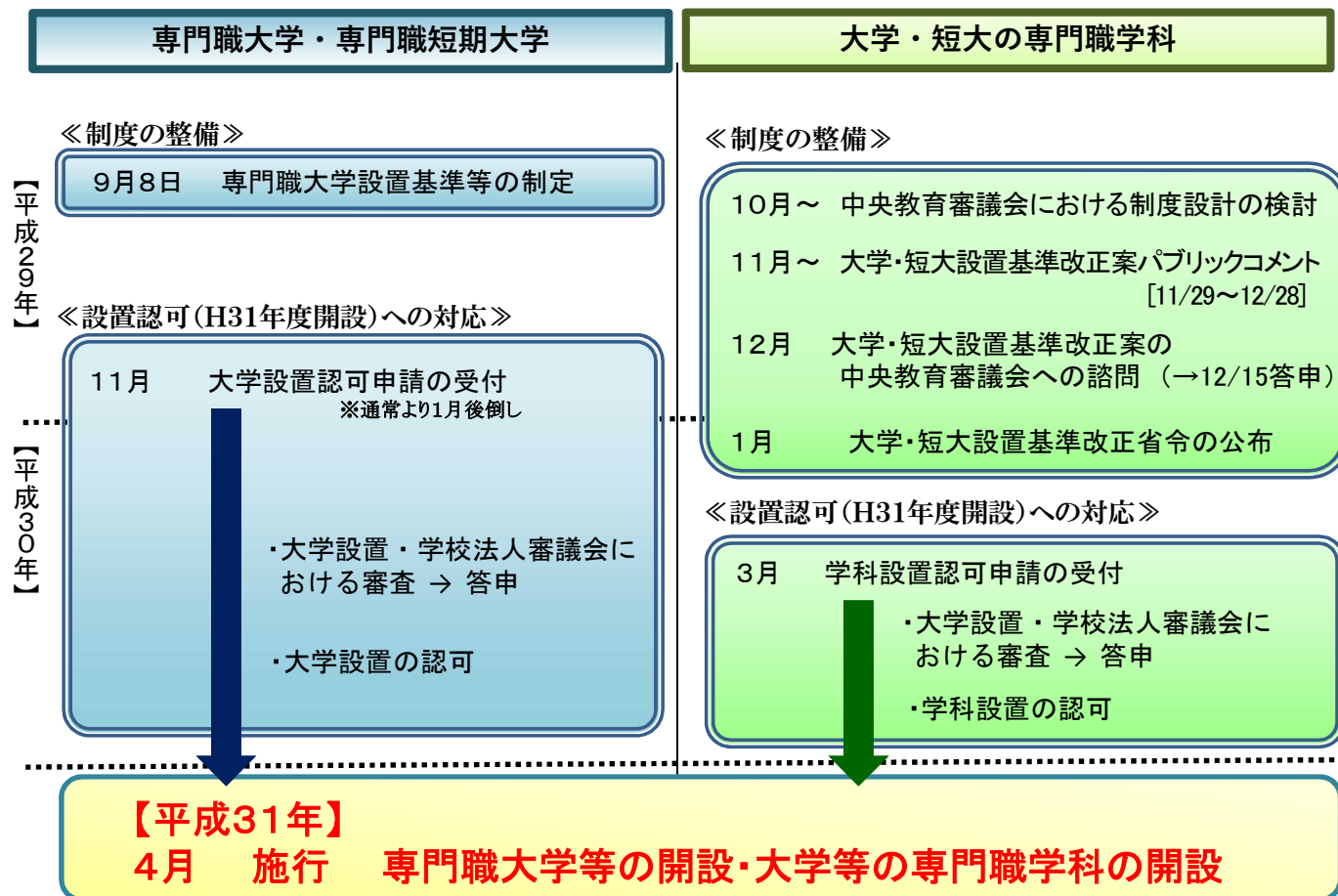
学生

- ◎ **実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定**。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。
 - ※ 教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。

施設設備

- 専門職学部の校舎面積について、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- ◎ **臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。**

専門職大学・専門職学科の創設に向けたスケジュール



文部科学省ホームページ案内

【専門職大学・専門職短期大学の制度・関係法令等に関すること】

関係法令・通知の条文・新旧対照表、通知文など

専門職大学 で検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 専門職大学・専門職短期大学 > 専門職大学等関係法令

【専門職大学等の設置認可・学校法人の寄附行為等認可に関すること】

- ・大学の設置、学部等の設置に関する認可申請手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、認可の基準など
- ・寄附行為認可及び寄附行為変更認可に関する認可手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、審査基準など

大学設置認可 で検索

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度